

令和 2 年 7 月 28 日

第 24 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

## 招集日時及び場所

日時 令和2年7月28日  
午後1時30分～午後3時50分  
場所 出水市役所本庁4階大会議室

## 出欠委員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

会長	横峯 均	6 番	久野 敏朗	12 番	樋口 修
1 番	重信 肇一	7 番	松元 秀一	13 番	大城 勝司
2 番	脇田 博志			14 番	澤田 泰之
3 番	田下 勉			15 番	平中 和徳
4 番	小倉 幸夫	10 番	田中 紀子	16 番	榎木 美代子
5 番	外園 優	11 番	井町 和夫		

#### 農地利用最適化推進委員

21 番	中尾 義徳	25 番	蘭牟田 慶嗣	29 番	坂上 茂信
22 番	岩下 努	26 番	富永 重満	30 番	釜 義治
23 番	岩元 慎太郎	27 番	松元 浩文	31 番	川畑 健男
24 番	福本 悟	28 番	澤田 みね子		

### (2) 欠席委員

#### 農業委員

8 番	花園 ハルエ	9 番	川内 三郎
-----	--------	-----	-------

## その他出席者

吉岡、犬渕、荒木、大島、有川

## 会議に付した事件

議案第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農用地利用集積計画について
議案第 3 号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 4 号	農地転用事業計画変更申請について
議案第 5 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 6 号	非農地証明願について
議案第 7 号	出水市農業委員会委員の辞任について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第24回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただいまの農業委員の出席は15人で定足数に達しております。  
なお、8番、花園委員と9番、川内委員から欠席届が提出されています。  
推進委員につきましては、11人全員出席です。  
議事録署名委員を指名いたします。  
3番、田下委員と5番、外園委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。  
 (「異議なし。」と言う者あり。)  
 会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告  
 総会後の業務報告等(会長報告、省略)  
 合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは事務局をお願いします。

事務局 総会資料3ページを御覧ください。所有権移転です。

第1項。申請地は下知識町、田、ほか1筆、合計で873㎡です。  
譲受人は、農地所有適格法人で、従事者15人で、水稻等を耕作されています。許可後の面積は、21,244㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の希望による売買による申請です。

第2項。申請地は、下知識町、田、838㎡です。譲受人は、農地所適格法人で、従事者15人で、現在は、水稻等を耕作されています。許可後の面積は、21,244㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買による申請です。

第3項。申請地は知識町、畑、205㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている農家の方です。現在は、野菜を栽培されています。許可後の面積は、3,079㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第4項。申請地は、高尾野町下高尾野、田、ほか3筆、合計で1,038㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている農家で、現在は、水稻等を耕作されています。許可後の面積は、20,949㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

次に、使用貸借設定3年です。

第1項。申請地は、文化町、田、2,874㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている農家です。現在は、野菜を栽培されています。許可後の面積は、3,079㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による申請です。以上です

議長 1番委員、11番委員が調査に当たっていらっしゃいますので、調査結果の報告をお願いします。まず、1番委員をお願いします。

1 番 1 番です。調査日は7月21日午後です。11番委員と25番委員、事務局職員計3名、計6名で調査した結果、審議した結果を報告いたします。現地調査の終わった後の審議は、帰りの車の中ではなく事務所に帰ってから1件ごと審議したことを付け加えます。

1 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転です。私は、1項と2項を報告いたします。

所有権移転第1項。位置・地籍図については、4ページを御覧ください。特産館いずみの南側に位置するところです。許可後、〇〇〇番の田には水稻を〇〇〇番の畑には野菜を作付けされることですが、田植えはもう終わっておりました。

第2項です。位置図・地籍図は、5ページになります。お目通しください。第1項の農地と隣接した農地です。これも田植えは終わっておりました。以上、所有権移転第1項と第2項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。これで報告を終わります。

議 長 続きまして、11番委員お願いします。

11番 農地法第3条の規定による許可申請について。11番です。調査日時等については、先ほど1番委員が述べられたとおりですので、省略いたします。

所有権移転第3項と第4項、使用賃借権設定第1項について報告いたします。

6ページをお開きください。上知識町の上知識郵便局から北側に入るところが申請地でありまして、野菜を作るということで現在耕してありました。

続きまして、4項につきましては7ページでございます。内野々下公民館の北側にございまして道路沿いに点々としてありまして水稻等を耕作されるということでありました。

以上調査の結果、所有権移転第3項・第4項、使用賃借権の設定第1項については、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議 長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

ないようでしたら、調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、全件許可することと決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

2名の委員の除斥があります。まずは、7番委員の除斥をお願いします。資料9頁です。

(7番委員 退室)

賃借権の設定3年、第2項の7番委員及び14頁賃借権の設定5年、第11項、第12項の14番委員です。

まず7番委員の除斥をお願いします。

- それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 資料は、9号です。農地利用集積に係る賃借権の設定3年、第2項です。  
土地の表示、高尾野町柴引〇〇〇〇-〇畑4, 607㎡。借人、高尾野町上の原自治会、59歳男性、認定農家お茶の方です。貸人、砂原自治会、71歳、男性外2名です。規模拡大と貸付希望です。
- 議長 説明が終わりました。11番委員審議結果の報告をお願いします。
- 11番 11番です。7月21日、1番委員、25番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。
- 議長 調査員の報告が終わりました。御意見ございませんか。  
(「なし」と返事)  
ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してよろしいですか。  
(「はい」と返事)
- 議長 それでは、調査員の報告通り適当と決定いたします。  
(7番委員 入室)  
次に、14番委員が、該当します。  
(14番委員 退室)  
それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 資料は、14号、農地利用集積に係る賃借権の設定5年、第11項と第12項です。借人は、平松上自治会、44歳、認定農家、男性と六月田下自治会、90歳、男性及び平松東自治会、62歳、男性との再設定です。詳細は、お目通しください。
- 議長 事務局の説明が終わりました。御意見、御質問をお受けします。  
(「なし」と返事)  
ないようでしたら、再設定ですので事務局の説明の通り適当と決定してよろしいですか。  
(「はい」と返事)
- 議長 それでは、事務局の説明の通り適当と決定いたします。  
(14番委員 入室)  
それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、資料は、9号農用地利用集積に係る賃借権の設定1年から、資料27号農地中間管理権の取得までを一括説明します。  
それでは、9号農用地利用集積に係る賃借権の設定1年。第1項、土地の表示、武本〇〇〇〇外3筆畑合計4, 574㎡。借人は、高尾野町上の原自治会、59歳、男性、認定農家です。貸人は、清水自治会、82歳、男性です。規模拡大による新規設定です。  
第2項は、再設定ですので、詳細はお目通し下さい。  
次に、農用地利用集積に係る賃借権の設定3年です。第1項から11号第7項までは、借人が、高尾野町上の原自治会、59歳、男性、認定農家です。現在まで、借人が作付けしておりますが、正式に農業委員会を通じた新規設定になります。それでは、第1項について、土地の表示、高尾野町上水流〇〇〇-〇畑1, 737㎡。貸人は、上水流自治会、70歳、男性です。

続いて、第3項、土地の表示、高尾野町下高尾野〇〇〇〇 外2筆 畑 合計 4, 843 m<sup>2</sup>。貸人は、鹿児島市、68歳、男性です。

第4項、土地の表示、武本〇〇〇〇〇 畑 2, 743 m<sup>2</sup>。貸人は、上中自治会、68歳、男性です。

第5項、土地の表示、武本〇〇〇〇〇 外3筆 畑 合計3, 763 m<sup>2</sup>。貸人は、清水自治会、72歳、男性です。

第6項、土地の表示、武本〇〇〇〇〇 外2筆 畑 合計4, 271 m<sup>2</sup>。貸人は、清水自治会、61歳、男性外1名です。

第7項、土地の表示、高尾野町柴引〇〇〇〇 外6筆 畑 合計5, 246 m<sup>2</sup>。貸人は、柴引自治会、68歳、男性外1名です。

第8項から12まで第11項までは、再設定ですので、詳細はお目通し下さい。

次に、農用地利用集積に係る賃借権設定5年です。第1項、土地の表示、野田町上名〇〇 畑 1, 628 m<sup>2</sup>。借人は、地藏自治会、73歳、男性、認定農家です。貸人は、千葉県君津市、68歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第2項、土地の表示、高尾野町唐笠木〇〇〇〇 外1筆 畑 合計5, 533 m<sup>2</sup>。借人は、高尾野町上の原自治会、59歳、男性、認定農家です。貸人は、唐笠木自治会、71歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第3項、土地の表示、文化町〇〇〇 外1筆 田 合計2, 566 m<sup>2</sup>。借人は、上村東自治会、71歳、男性、認定農家です。貸人は、横尾自治会、87歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第4項、土地の表示、高尾野町柴引〇〇〇〇 畑 2, 553 m<sup>2</sup>。借人は、高尾野町麓自治会、33歳、男性、認定新規就農者です。貸人は、中里自治会、86歳、女性外1名。新規就農による新規設定です。借人は、6月の認定審査会で、認定新規就農者に認定され、今月JAの研修を卒業し8月1日より就農されます。施設野菜を栽培されると聞いております。

第5項から、15まで第16項までは、再設定です。詳細はお目通し下さい。

次に、16まで農用地利用集積に係る賃借権の設定6年です。第1項、土地の表示、中央町〇〇〇 外1筆 田 計1, 338 m<sup>2</sup>。借人は、太田自治会、58歳、男性、認定農家です。貸人は、平馬場自治会、85歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

第2項、土地の表示、野田町下名〇〇〇-〇 外1筆 田 計2, 967 m<sup>2</sup>。借人は、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇、認定農家です。貸人は、瀬戸自治会、66歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第3項は再設定です。詳細はお目通し下さい。

続きまして、賃借権の設定10年です。第1項から17まで第3項まで、すべて再設定です。詳細はお目通し下さい。

続きまして、農用地利用集積に係る使用賃借権の設定5年です。第1項、土地の表示、高尾野町大久保〇〇〇〇 田 458 m<sup>2</sup>。借人は、御岳自治会、61歳、男性、認定農業者です。貸人は、松ヶ野自治会、62歳、男性。規模拡大による新規設定です。

第2項、土地の表示、高尾野町大久保〇〇〇〇 田 661 m<sup>2</sup>。借人は、御岳自治会、61歳、男性、認定農業者です。貸人は、御岳自治会、85歳、男性。規模拡大による新規設

定です。

次に、資料は18号農用地利用集積に係る使用貸借権の設定10年です。

第1項、土地の表示、明神町○○○○ 田 475㎡。借人は、今村自治会、47歳、男性、認定農家です。貸人は、今村自治会、82歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

第2項、土地の表示、境町○○○-○ 外2筆 畑 合計2,238㎡。借人は、針原自治会、49歳、男性、認定農家です。貸人は、針原自治会、56歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

第3項、土地の表示、下鯖町○○○○-○ 外9筆 畑 合計6,583㎡。借人は、中塩屋自治会、21歳、男性、認定新規就農者です。貸人は、中塩屋自治会、56歳、男性です。新規就農に伴う新規設定です。借人は、6月の認定審査会で、認定新規就農者に認定され、貸人とは、親子関係になります。施設果樹を栽培されると聞いております。

続きまして、19号農用地利用集積に係る所有権の移転です。第1項、譲受人 ○○○○株式会社、認定農業者です。譲渡人は、小原上自治会 68歳 男性です。土地の表示、出水市武本○○○○ 畑 548㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。ちなみに、○○○○の正式名称は○○○○・○○○○・○○○○○○○○・システムの略称だそうです。

最後に、20号から27号までが、農地中間管理権の取得です。今回は、野田町下名屋地区で地域がまとまりましたので、合計39件 97筆 総面積83,073㎡となっております。以上で、議案第2号農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。1番委員、審議結果の報告をお願いします。

1番 1番です。審議日時等については、先ほど述べましたとおりですので省略します。

ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、ご質問をお受けいたします。

(「はい」と挙手)

議長 はい、どうぞ。29番委員。

29番 29番です。中間管理機構について、例えば12項を見ていただきますと、貸出者が○○○○さんで借受者も○○○○さんとなっています。これは、何か意図があるのでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 農地中間管理機構は、個人間のやり取りとは別にその地域の集積率に応じて補助金があるそうです。自分の農地を農地中間管理機構に1回預けて、また借受けることでその地域の集積率が上がり、地域に支払われる補助金が増えるということです。中間管理機構においては、自分の農地を自分で借りることがおこってきます。

29番 わかりました。

議長 外にございませんか。

(「なし」と返事)

ないようでしたら、調査員の報告では全て適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、福ノ江町の畑です。申請人は市内の会社員です。現在の居宅が手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。当該地の農地転用申請については、先月の総会にて審議し、許可相当の意見決定をしたところですが、農用地区域からの除外申請が未申請だったため、今回農用地区域からの除外を申請するものです。土地改良地区外であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 1番委員、調査結果の報告をお願いします。

1番 1番です。調査日、調査委員については、先ほど説明しましたので、省略します。農業振興整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について、除外です。申請地は、福ノ江公民館から道路挟んで西側です。この申請は、事務局からもありましたが、6月総会で転用が許可され、許可相当と判断されました。しかし、農用地からの除外申請がなされていなかったものです。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

議長 続いて第2項、事務局説明をお願いします。

事務局 第2項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、平和町の畑です。申請人は市内の法人です。トラックの台数を増やす計画があり、それに伴って既存駐車場を拡張しようとするものです。土地改良地区内ですが、協議済みです。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、当該申請面積2745㎡が既存敷地面積の2分の1である5413.88㎡を超えないため、不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当します。

議長 1番委員、調査結果の報告をお願いします。

1番 1番です。第2項です。地籍図をご覧ください。申請地の北側、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番は以前申請され、許可が下りて現在は大型車の駐車場となっております。その隣接する土地であります。農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

議長 続いて第3項、事務局説明をお願いします。

事務局 第3項・編入の申請内容について説明いたします。申請地は、境町の畑2筆で計1782㎡です。申請人は市内の農業者です。当該地を農用地区域に編入し、果樹経営支援対策事業の対象地としようとするものです。

議長 4番委員、調査結果の報告をお願いします。

4番 4番です。7月22日、14番委員、26番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、広域農道から東側に位置し、みかんを栽培している畑です。優良な農地で、適正に管理されていたため、農業経営の改善を図るためのもので、問題はないと思われ、調査の結果、今後も農地として有効活用され、喜ばしいことであるため、農用地区域への編入は適当と判断しました。



議長 続いて第4項、事務局説明をお願いします。

事務局 第4項・編入の申請内容について説明いたします。申請地は、境町の山林です。申請人は市内の農業者です。当該地を農用区域に編入し、果樹経営支援対策事業の対象地としようとするものです。

議長 4番委員、調査結果の報告をお願いします。

4番 4番です。申請地は、広域農道から東側の山手を500mほど上がったところに位置し、ミカンを栽培している畑です。優良な農地で、適正に管理されており、農業経営の改善を図るためのもので、問題はないと思われます。調査の結果、今後も農地として有効活用され、喜ばしいことであるため、農用区域への編入は適当と判断しました。

議長 続いて第5項、事務局説明をお願いします。

事務局 第5項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、上大川内の田です。申請人は大阪の法人です。当該地が傾斜地で日当たりが良く、そこに太陽光発電施設を設置しようとするものです。土地改良地区外であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 4番委員、調査結果の報告をお願いします。

4番 4番です。申請地は、上場小学校から北西200mほどに位置し、野菜が栽培されている畑です。造成については接している道路よりも少し高くなるよう50cmほど盛土をされ、雨水は道路側溝を利用されます。農用区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

議長 続いて第6項、事務局説明をお願いします。

事務局 第6項・用途変更について説明します。申請地は、野田町下名の田です。申請人は市内で畜産業を営む法人です。当該地に牛舎を建築し、肉用牛生産の規模拡大を図ろうとするものです。土地改良地区外、農用区域内農地で農用地利用計画指定用途に該当し、単独の申請です。

議長 2番委員、調査結果の報告をお願いします。

2番 2番です。7月22日、13番委員、27番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請人、申請地、申請内容等は、事務局から大まかな説明がありましたので、私の方からは省略させていただきます。申請地は牧草が栽培されている現状でした。位置図及び地籍図をご覧いただきたいですが、〇〇〇〇番〇の方には既に堆肥舎が建設されており、〇〇〇〇番〇の山林及び〇〇〇〇番〇の畑とありますが、ここには既に牛舎が建設されている場所でした。申請人は現在、350頭の牛を肥育されているそうです。なので、申請地に牛舎を建設して、80頭の牛を規模拡大をしたいとのことです。申請地は、道路から1mほど高くなっており、雨水は道路側溝へ流すとのことで、周囲に影響は無いと思われました。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、用途区分変更の要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

議長 続いて第7項、事務局説明をお願いします。

事務局 第7項・編入の申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の畑2筆で計1770㎡です。申請人は市内の農業者です。当該地を農用地区域に編入し、果樹経営支援対策事業の対象地としようとするものです。

議長 2番委員、調査結果の報告をお願いします。

2番 2番です。申請地は、位置図でご確認していただきたいと思います。優良な農地で、適正に管理されており、農業経営の改善を図るためのもので、問題はないと思われま。調査の結果、今後も農地として有効活用され、喜ばしいことであるため、農用地区域への編入は適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ないようでしたら、調査員の報告により全件適当と決定してよろしいでしょうか。それでは、議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見につきましては、全件適当ということで決定いたします。

議長 議案第4号 農地転用事業計画変更についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項について説明します。申請地は文化町の田です。申請人は市内の自営業者です。現在の居宅が手狭となったため、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。本申請は、当初事業計画者が平成14年に農地法第5条の許可を受けていますが、計画より事業費が増加したことから事業遂行ができなくなったため、今回使用貸借権を設定し、事業継承を行おうとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 11番委員、調査結果の報告をお願いします。

11番 11番です。調査日等は先ほど重信委員が報告したので、省略します。地籍図をご覧ください。出水酒造から南側に約500mにございまして、地籍図の方で〇〇〇-〇、〇が田となっております、そこが以前申請されていたんですが、遂行できなくなって、そこをまた宅地ということで、申請されてきたものです。現地を見に行きまして、現地では排水場所が分からなくて、不動産業者の方が後日確認するというので、後日確認したところ、〇〇〇-〇の宅地というところと、〇〇〇-〇、田というところに、出水平野の管理する道路がありまして、そこに管を埋設して、そこから流すとのことで、回答がありました。周辺農地への影響はないと思われま。調査の結果、事業計画どおり事業が遂行できない理由等は明確であり事業計画の変更は承認と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ないようでしたら、調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。議案第4号 農地転用事業計画変更につきましては、承認と決定いたします。

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局及び調

査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項の申請内容についてですが、総会資料30Pの「議案第3号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について」の第2項で説明しましたので、省略いたします。

議長 1番委員、調査結果の報告をお願いします。

1番 1番です。調査日等については、先ほど説明しましたので、省略します。また、調査内容につきましても、先ほど説明しましたので、省略します。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第2項、事務局をお願いします。

事務局 続いて、第2項です。申請地は、高尾野町上水流の畑です。申請人は、市内の自営業者です。自己が経営している会社の自動車展示場が不足しているため、今回当該農地を取得し、自動車展示場として自己の会社に貸与するものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。南九州西回自動車道高尾野北インターから概ね500m以内に位置することから、第3種農地の「300m以内農地」に該当します。

議長 1番委員、調査結果の報告をお願いします。

1番 1番です。第2項です。申請地は高速道路高尾野北インター入口の南側の道路沿いに位置しています。高尾野町上水流〇〇〇番、畑、1006㎡に、自分が経営する自動車修理販売会社の自動車展示場として利用したいとのことです。道路と同じ高さになるように、50cmほど盛土をして、砂利敷きで14、5台の車を展示するとのことです。雨水は、道路側溝へ流すとのことです。敷地内に事務所等の建物は作らないとなっております。周辺に農地はありません。周辺等への影響は無いと思われまので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第3項、事務局をお願いします。

事務局 続いて、第3項です。申請地は、高尾野町下水流の畑2筆及び原野1筆です。申請人は、市内の自営業者です。自己が経営する会社の資材置場の入り口が狭く不便であり、今回当該農地を取得し、自己の会社に資材置場入口として貸与しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。なお、申請地の原野については、他の申請地の2筆と一体として田としての利用がされており、現況地目が農地であるため、農地法の適用を受けます。

議長 1番委員、調査結果の報告をお願いします。

1番 第3項です。申請地は下水流の辻産業砂利処理場の横を通り、高速道路の下をくぐり、鹿児島いずみ農協本所方面に向かう広い道路と、上水流交差点から農協本所の方面へ向かう道路の、信号機のない交差点の付近、そこに納骨堂があります、そこに挟まれた狭い土地であります。譲受人は〇〇〇〇という会社を運営されており、申請地の地籍図にある雑種地、ここは〇〇〇〇の資材置場になっております。資材置場の出入り口として利用したいという申請です。雨水排水は、地下浸透です。申請地は3筆併せて172㎡

と狭く農地性のないような土地であります。土地改良地区外、農用区域外、第2種農地その他の農地です。農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第4項、事務局お願いします。

事務局 続いて、第4項です。申請地は、中央町の田です。申請人は、市内の法人です。隣接する〇〇〇番〇の建物が境界ぎわに建っており、当該地を取得し、宅地を拡張しようとするものです。申請地は土地改良地区内ですが協議済みであり、農用区域外農地です。土地改良事業の施工区域内にあるため、第1種農地に該当しますが、周囲50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 11番委員、調査結果の報告をお願いします。

11番 11番です。調査日等は先ほど重信委員が報告したので、省略します。申請地位置図をご覧ください。出水陸上競技場からだいたい300mくらい離れたところにありました。貸家が都自動車部品というところにありまして、その部品の工場がですね、地籍図にありますとおり、〇〇〇の上の方ですね、その会社の畑となっておりますが、そこがもう宅地となっていて家が建っておりました。その家の宅地を造成するというので、畑があつてそこを宅地にするということでした。拡張のためとのことでした。周辺農地への影響はないと思われまので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第5項、事務局お願いします。

事務局 続いて、第5項です。申請地は、中央町の畑3筆と田1筆の計4筆で、一体利用地として中央町の宅地が1筆です。申請人は、市内の会社員です。

周辺地域では道路が狭く、駐車スペースが不十分なため、当該地を取得し、貸駐車場（普通車15台分）として利用しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、現在農用区域外農地です。土地改良事業の施工区域内にあるため、第1種農地に該当しますが、周囲50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 11番委員、調査結果の報告をお願いします。

11番 11番です。先ほど、4項の方で説明しました。その南側にあたるところが畑になっておりまして、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇ということで、下の方にありまして、荒れたようなことになっておりまして、そこを駐車場にされるとのことでした。駐車場自体は15台とめられるようになるとのことでした。排水の方は右側の〇〇〇番の宅地の方に排水を作られるとのことでした。〇〇〇番宅地の方が通路となっておりますのでそちらの方に流されるとのことでした。周辺農地への影響はないと思われまので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第6項、事務局お願いします。

事務局 続いて、第6項です。第6項については、総会資料36P議案第4号「農地転用事業計画変更について」の第1項で説明しましたので、省略します。

議長 11番委員、調査結果の報告をお願いします。

11番 11番です。調査内容につきましては、先ほど説明しましたので、省略します。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第7項、事務局をお願いします。

事務局 続いて、第7項です。申請地は、下鯖町の田です。申請人は、市内の法人です。既存の資材置場が手狭となったため、今回新たに資材置場を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 14番委員、調査結果の報告をお願いします。

14番 14番です。調査委員については、先ほど4番委員の報告と同様ですので、省略します。申請地位置図をご覧ください。申請地は、加紫久利神社の鳥居から西側に150mくらい行ったところですが、申請地地籍図をご覧ください。ご覧の通り周りは宅地になっていて、周辺の農地に影響は無いようなところでした。砂利を敷いて、雨水排水は地下浸透させるようです。周囲にはブロックをして、道路側溝がありましたので、そこに結果的には流れていくと思います。調査審議した結果、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第8項、事務局をお願いします。

事務局 続いて、第8項です。申請地は、上鯖淵の畑3筆です。申請人は、市内の公務員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 14番委員、調査結果の報告をお願いします。

14番 14番です。申請地位置図をご覧ください。東出水保育園の東側200mくらいのところにありまして、申請地地籍図の斜線部分になるんですけども、斜線部の畑ってなってる場所があるんですけど、ここは家庭菜園みたいな風になってまして、形が歪なんですけど、所有者が一緒の人で、ここまでどうしても買ってくださいということで購入されて、ここを来客用駐車場にするか、家庭菜園にするか決めかねているようです。30cmほど嵩上げして、生活排水は下水道へ、雨水は道路側溝へして、境界はブロックですということでした。〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇はこのあとありますけど、転用申請されてますので、周辺に農地は無く、影響はないと思われそうです。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第9項、事務局をお願いします。

事務局 続いて、第9項です。申請地は、上鯖淵の畑2筆です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。一般住宅の基準面積である500㎡を超過するため、理由書が添付されております。理由書の内容としては、居宅から市道へ接続するために通路部分が92㎡必要であり、そのため500㎡を超過したとのこと。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地

の「その他の農地」に該当します。

議長 14番委員、調査結果の報告をお願いします。

14番 14番です。先ほどの8項の隣になります。500㎡を超えているということで、道路部分を、申請地地籍図の斜線部分をちょっと細長いところを道路として利用するということでした。先ほどちょっと言うの忘れてたんですけど、ここの畑はすごい草が生えていて、長年耕作されていないような畑でした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第10項、事務局をお願いします。

事務局 続いて、第10項です。申請地は、上大川内の田2筆です。申請人は、市内の自営業者です。申請地の北西側の農地に太陽光発電施設の設置を計画中であり、そこへ出入りするための通路と、自己が経営している会社の駐車場が不足しているため、今回新たに駐車場を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 14番委員、調査結果の報告をお願いします。

14番 14番です。申請地位置図をご覧ください。大川内郵便局のもうすぐ西側のがつつり隣の場所です。申請地の西側の〇〇〇番の田は今も耕作されていて田んぼを植えられてたんですけど、隣の方とはよく知り合いだそうで、お話しをして、通路、駐車場にしますよということで、了解済みだそうです。北側の方に側溝がありまして、少し勾配をつけて雨水排水はそこへ流すということでした。草刈して転圧して駐車場とするということでした。農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第11項、事務局をお願いします。

事務局 続いて、第11項です。申請地は、上大川内の田9筆の一体利用地2筆で、計8451㎡です。申請人は、市内の法人です。当該地を取得し、クヌギを植え山林としようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 14番委員、調査結果の報告をお願いします。

14番 14番です。申請地位置図をご覧ください。ちょっと大きな地図で分かりにくいんですけど、大川内郵便局から右折して橋を渡って川の対岸500mほどのところになります。申請地地籍図49Pをご覧ください。〇〇〇〇番〇の地籍がちょっと載っていないんですけど、東側の田んぼから作付けされてたんですけど、ここに載ってる地籍図〇〇〇〇番〇からもう西側の方はどの田んぼも耕作されていない状態でした。〇〇〇〇番の畑には栗木が植わっていて、〇〇〇〇番の田ももう畑のような状態で、栗木が何本か植わっていました。田んぼとしては全然耕作されていない状態でした。〇〇〇〇番〇についても、前非農地申請をしたという所なんですけど、不許可になったという場所なんですけど、そこからずっと西側に、どの田んぼも水がこないし、猪・鹿の被害がすごいと

ということで、誰も耕作できないということで、クヌギを1200本植林するという  
ことでした。農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第12項、事務局お願いします。

事務局 続いて、第12項です。第12項は、総会資料33P議案第3号「農業振興地域整備  
計画の農用地利用計画の変更に係る意見について」の第5項で説明しましたので、省略  
します。

議長 4番委員、調査結果の報告をお願いします。

4番 4番です。調査日等は先ほど説明したので、省略します。調査内容も、先ほど説明しま  
したので、省略します。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当  
と判断しました。

議長 続いて、第13項、事務局お願いします。

事務局 続いて、第13項です。申請地は、向江町の畑1筆と一体利用地として山林1筆宅地  
4筆の計535.67㎡です。申請人は、市内の自営業者です。現在借家住まいで手狭  
となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。一般住宅の基準面積で  
ある500㎡を超過するため、理由書添付での申請となっております。理由書の内容とし  
ては、居宅から市道へ接続するために通路部分が147.67㎡必要であり、そのため  
500㎡を超過したとのことです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。  
都市計画用途地域内に位置しているため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に  
該当します。

議長 13番委員、調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。調査日等は先ほど脇田委員が説明したので、省略します。申請地は、ホ  
テルキングから200mほどのところになります。申請面積は、一般住宅を1棟建築す  
るのに対し500㎡以上ですが、通路部分として147㎡利用するというので、その  
ため500㎡超えるとのことでした。造成については現状のまま利用し、排水につい  
ては道路側溝を利用されます。農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断し  
ました。

議長 続いて、第14項、事務局お願いします。

事務局 続いて、第14項です。申請地は、西出水町の畑1筆と一体利用地として宅地1筆の  
計470.84㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在両親と二世帯で居住してお  
り、手狭となったため、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改  
良地区外、農用地区域外の農地です。

10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しま  
すが、周囲50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集  
落接続施設」に該当します。

議長 13番委員、調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。申請地は、出水高校から南300mほどに位置しています。申請面積は、  
470㎡で500㎡以下であり、妥当であると思われます。造成については、接してい

る道路よりも少し、50cmほど盛土され、生活排水は下水道、雨水は道路側溝へ流されます。周囲はブロックで囲むそうです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第15項、事務局お願いします。

事務局 続いて、第15項です。申請地は、西出水町の畑1筆と一体利用地として宅地1筆の計512.93㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 13番委員、調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。申請地は、先ほどのところの隣になります。申請面積は512㎡で500㎡を超えていますが、道路部分の面積を含まれますので、妥当であると思われます。造成については、50cmほど盛土され、生活排水は下水道、雨水は道路側溝に流れます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 暫時、3時まで休憩を取ります。

議長 議事を再開いたします。続きまして、16項事務局お願いします。

事務局 続いて、第16項です。申請地は、高尾野町大久保の畑2筆の計683㎡です。申請人は、市内の自営業者です。現在リサイクル業を営んでおり、有価物等の置き場を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 13番委員、調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。申請地は、山ん神から東500mほど行ったところになります。倉庫を〇〇〇〇番の真ん中あたりに建てるそうです。雨水排水は溜枡に溜めて、自然浸透で対応するとのこと。生活排水は出ないとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第17項事務局お願いします。

事務局 続いて、第17項です。申請地は、高尾野町柴引の畑3筆の計1691㎡です。申請人は、鹿児島市の法人です。当該地を取得し、建築条件付土地として経営の安定を図ろうとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。〇〇〇〇番〇及び〇〇〇〇番〇については、周囲概ね500m以内に高尾野小学校及び高尾野中学校があり、幅員4m以上の上下水道の埋設された市道に接続しているため第3種農地の「都市的環境整備農地」に該当し、〇〇〇〇番〇については市道に接続していないため、第1種農地に該当しますが、面積101㎡が事業全体面積である1691㎡の3分の1を超えないため、不許可の例外である「隣接地一体事業」に該当します。



議長 13番委員、調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。申請地は、高尾野中学校の南側の慈光幼稚園の駐車場の南側の場所になります。現在、さつまいも等が植わっている状態でした。建築条件付土地として分譲することでした。申請面積は4棟建設する面積として、妥当であると思われます。畑灌の位置をずらして設置し直すようです。家の配置は四隅に設置し、大きな側溝があるんですが、フェンス等を張って転落を防止することです。生活排水は下水道、雨水は道路側溝へ排出することでした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第18項事務局をお願いします。

事務局 続いて、第18項です。申請地は、荘の畑です。申請人は、市内の無職です。当該地を取得し、美容室を開業しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 13番委員、調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。申請地は、荘上公民館の近くで、南九州西回り自動車道の近くです。申請地は、北側を利用することです。申請地は道路から高いですので、乗り入れ口を作ることです。生活排水は下水道、雨水は道路側溝へ流すことでした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第19項事務局をお願いします。

事務局 続いて、第19項です。申請地は、野田町下名の畑5筆の計2905㎡です。申請人は、市内の宗教法人です。寺の行事の際、既存の駐車場の不足から来客が路上に駐車せざるを得ず、近隣住民の方に大変迷惑をかけており、今回新たに駐車場（普通車51台）を設置しようとするものです。

土地改良地区外、農用地区域外の農地です。野田郷駅から概ね500m以内に位置するため、第2種農地の「500m以内農地」に該当します。

議長 13番委員、調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。申請地は感応寺の隣になります。造成については、現状の高さを利用し、砂利を敷いて利用することでした。雨水は自然浸透で対応することでした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて、第20項事務局をお願いします。

事務局 続いて、第20項です。本申請は、令和2年5月総会にて一般住宅849㎡の転用計画で申請したところ、事業計画に対して計画面積が適当でないことと、不許可相当との判断がなされたものです。県及び申請人との調整を進めた結果、計画面積を実際に転用を行う部分のみ（849㎡のうち485㎡）に修正し、残地は貸人が農地として利用する

等申請内容が一部変更となりました。今回、変更部分等を含め農業委員会総会で審議し、再度意見決定を行おうとするものです。また、本申請は使用貸借権設定のため、土地の分筆までは行わずとも、分筆登記に耐えうる精度を持つ地積測量図等の添付があれば、農地転用許可は可能であるとのことです。

議長 2番委員、調査結果の報告をお願いします。

2番 2番です。先ほど、事務局の方から説明がありましたとおり、5月総会で出された分で、ちょっと広すぎるんじゃないかということで、不許可になったところでした。位置については、それぞれ地籍図をご覧いただきたいと思います。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として500㎡を超えず、妥当であると思われ、造成については、接している道路より高くなっているため現状のまま利用するとのことでした。生活排水は下水道、雨水排水は道路側溝へ流すとのことでした。周辺農地への影響はないと思われま

議長 続いて、第21項事務局をお願いします。

事務局 続いて、第21項です。申請地は、高尾野町江内の田です。申請人は、市内の自営業者です。現在自営業で大工をしているが、砂利及び土砂を置く場所がなく、今回新たに資材置場を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 2番委員、調査結果の報告をお願いします。

2番 2番です。地籍図をご覧いただきたいと思います。〇〇〇番〇、〇〇〇番〇というところは同じような状態で造成されております。また石ころが多く、畑としての利用はできないと判断しました。周辺農地への影響はないと思われま

議長 続いて、第22項事務局をお願いします。

事務局 続いて、第22項です。申請地は、荘の畑です。申請人は、市内の法人です。当該地を取得し、倉庫及び作業所として利用しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 2番委員、調査結果の報告をお願いします。

2番 2番です。申請地については、図で分かるように、蕨島小学校から南西の方に4、500mくらいに位置している不耕作地でした。造成については、接している道路より少し高くなっておりますので、現状のまま利用するとのことでした。雨水排水は道路側溝へ、生活排水は発生しないとのことでした。周辺農地への影響はないと思われま

議長 続いて、第23項事務局をお願いします。

事務局 続いて、第23項です。申請地は、高尾野町江内の畑です。申請人は、市内の法人で

す。当該地を取得し、牛舎施設敷地の一部として利用し、規模拡大を図ろうとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 2番委員、調査結果の報告をお願いします。

2番 2番です。申請地については、小島公民館というところがありますが、位置図で確認していただきたいと思います。申請地の畑及び山林は管理をされていない、原野化されたような場所でした。堆肥舎及び管理者を建築するということでした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。どうぞ。

6番 ちょっと確認したいんですが、54Pについてなんですが、ここの申請人ですが、産廃等の運搬をされていると思うんですが、この場所に産廃を置いたりとか、そういうことはないのでしょうか。

事務局 この〇〇さんですね、確かに(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇という法人を経営していて、その代表をしております。また産業廃棄物と一般廃棄物の許可を持っている業者になりますが、ここについては、有価物のみを置く場所にするということです。ちなみにですが、有価物というのは、価値のある物と書きますが、出水市が収集しているもので言うと、段ボールとかの紙類とかになります。廃棄物とは別の括りになりますので、ここに産廃を置いたりとかの計画はないとのことでした。

議長 他にございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項について説明いたします。申請地は、野田町下名の田です。登記地目は田、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は昭和60年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 2番委員、調査結果の報告をお願いします。

2番 2番です。調査日等については、先ほど報告したので、省略します。申請地は位置図でご確認ください。北薩広域行政事務組合の近くで、西回り自動車道の近くに位置するところでした。現地はですね、阿久根建設の資材置場の一角ということになっておりまして、現状を見てみると雑種地ってうか、阿久根建設からも行きにくいところがありました。なんでここにあるのかなあというような場所でした。農地への復元は困難で、復元したとしても有効利用できないような状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第2項、事務局説明をお願いします。

事務局 第2項について説明いたします。申請地は、上鯖淵の田です。登記地目は田、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は平成元年月日不詳土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 4番委員、調査結果の報告をお願いします。

4番 4番です。調査日等については、田下委員が報告しましたので、省略します。

申請地は、〇〇〇〇の中に位置し、工場に囲まれておりました。建物の状態からみて、申請どおりの年月は経過しており、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ないようでしたら、調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。議案第6号 非農地証明願いについては、全件承認と決定いたします。

議長 議案第7号 出水市農業委員会委員の辞任についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 はい。農業委員会の農業委員は、議会の議決によりまして市長が任命することになっております。今回、9番委員から7月3日付けで市長の方へ病気療養のため農業委員の辞任願いが出され、この要件についての諮問が市長部局からありましたので、総会により議決し、市長へ答申するものです。よろしくをお願いします。

議長 現在、療養中の9番委員の方から農業委員の辞任願いが提出されまして、ただいま、局長からありましたとおり、農業委員会の議決を経て市長の方へ答申をするということでありますので、皆さま方の同意を求めたいと思います。これにともなって何かありませんでしょうか。御異議等はありませんでしょうか。

(「なし」の声)

議長 はい。9番委員から辞任の意向がありまして皆さま方からの同意を求めたわけですが、御異議等もありませんので辞任については仕方なしということで同意をいたしますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、議案第7号 出水市農業委員会委員の辞任については、同意することで市長部局へ答申するよう決定します。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○農機具の盗難が相次いでいるので農政課に防災無線等のお願いをした(会長)

○九州電力等はなぜ太陽光発電事業に携わらないのか。(小倉委員 事務局後日調査回答)

議長 以上をもちまして第24回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印

